

甲斐市建設工事標準請負契約約款 新旧対照表

新	旧
<p>第1条～第10条 (略)</p> <p>(現場代理人及び主任技術者等)</p> <p>第11条 受注者は、次に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐(建設業法第26条第3項ただし書に規定する者をいう。以下同じ)</u></p> <p>契約書記載の工事の請負契約額が建築一式工事の場合、7,000万円以上、建築一式工事以外の場合、3,500万円以上の工事については、主任技術者を専任で配置しなければならない。ただし、受注者が特定建設業者で、契約書記載の工事の下請負契約の請負代金の総額が、建築一式工事の場合、6,000万円以上、建築一式工事以外の場合、4,000万円以上になるときは、主任技術者に代え監理技術者を、<u>監理技術者を配置する場合において建設業法第26条第3項ただし書の規定により監理技術者が兼任するときは監理技術者補佐(同法第26条の4第1項に規定する監理技術者の職務を補佐する者をいう。以下同じ。)</u>を専任で配置しなければならない。</p> <p>(3) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 <u>現場代理人、監理技術者等(監理技術</u></p>	<p>第1条～第10条 (略)</p> <p>(現場代理人及び主任技術者等)</p> <p>第11条 受注者は、次に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>主任技術者又は監理技術者</u></p> <hr/> <p>契約書記載の工事の請負契約額が建築一式工事の場合、7,000万円以上、建築一式工事以外の場合、3,500万円以上の工事については、主任技術者を専任で配置しなければならない。ただし、受注者が特定建設業者で、契約書記載の工事の下請負契約の請負代金の総額が、建築一式工事の場合、6,000万円以上、建築一式工事以外の場合、4,000万円以上になるときは、主任技術者に代え監理技術者を</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>専任で配置しなければならない。</p> <p>(3) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 <u>現場代理人、主任技術者(監理技術者)</u></p>

新	旧
<p>者、<u>監理技術者補佐又は主任技術者</u>をいう。以下同じ)及び専門技術者は、これを兼ねることができる。</p> <p>第12条 (略)</p> <p>(工事関係者に関する措置請求)</p> <p>第13条 発注者は、現場代理人がその職務(<u>監理技術者等</u>又は専門技術者と兼任する現場代理人にあつては、それらの者の職務を含む。)の執行につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。</p> <p>2 発注者又は監督員は、<u>監理技術者等</u>、専門技術者(これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。)その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>第14条～第36条 (略)</p> <p>(<u>前金払及び中間前金払</u>)</p> <p>第37条 (略)</p> <p>2～9 (略)</p> <p>第38条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、</p>	<p>_____及び専門技術者は、これを兼ねることができる。</p> <p>第12条 (略)</p> <p>(工事関係者に関する措置請求)</p> <p>第13条 発注者は、現場代理人がその職務(<u>主任技術者(監理技術者)</u>又は専門技術者と兼任する現場代理人にあつては、それらの者の職務を含む。)の執行につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。</p> <p>2 発注者又は監督員は、<u>主任技術者(監理技術者)</u>、専門技術者(これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。)その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>第14条～第36条 (略)</p> <p>(<u>前金払</u>)</p> <p>第37条 (略)</p> <p>2～9 (略)</p> <p>第38条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 受注者は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、<u>直ちに</u></p>

新	旧
<p>発注者に代わりその旨を保証事業会社に通知するものとする。</p> <p>第39条～第49条 (略)</p> <p>(発注者の催告によらない解除権)</p> <p>第50条 (略)</p> <p>(1)～(11) (略)</p> <p><u>(12) 受注者がこの契約に関して、次のいずれかに該当したとき。</u></p> <p><u>ア 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条に規定する排除措置命令又は第62条第1項に規定する納付命令(ア及びイにおいて「排除措置命令等」という。)を行い、当該排除措置命令等が確定したとき。</u></p> <p><u>イ 公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして行った排除措置命令等に対し、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第3条第1項に規定する抗告訴訟が提起され、当該訴訟について請求の棄却又は訴えの却下の判決が確定したとき。</u></p> <p><u>ウ 受注者(受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号による刑が確定したとき。</u></p>	<p>発注者に代わりその旨を保証事業会社に通知するものとする。</p> <p>第39条～第49条 (略)</p> <p>(発注者の催告によらない解除権)</p> <p>第50条 (略)</p> <p>(1)～(11) (略)</p> <p><u>(12) 受注者がこの契約に関して、次のいずれかに該当したとき。</u></p> <p><u>ア この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)</u></p> <p><u>イ 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。)に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命</u></p>

新	旧
<p>第51条～第62条 (略)</p> <p>(あっせん又は調停)</p> <p>第63条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、<u>監理技術者等</u>、専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理</p>	<p><u>令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があつたとされたとき。</u></p> <p>ウ <u>前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があつたとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。</u></p> <p>エ <u>この契約に関し、受注者(受注者が法人の場合にあつては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。</u></p> <p>第51条～第62条 (略)</p> <p>(あっせん又は調停)</p> <p>第63条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、<u>主任技術者(監理技術者)</u>、専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理</p>

新	旧
<p>に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第13条第3項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第5項の規定により発注者が決定を行った後又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあつせん又は調停を請求することができない。</p> <p>第64条～第66条 (略)</p>	<p>に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第13条第3項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第5項の規定により発注者が決定を行った後又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第3項若しくは第5項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあつせん又は調停を請求することができない。</p> <p>第64条～第66条 (略)</p>